

中国地域における建設産業を 支援する公的制度



中国地方建設産業再生協議会

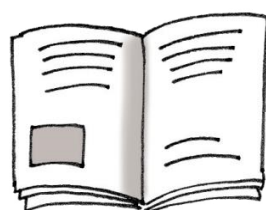
中国地方整備局HP

(パンフレット掲載)

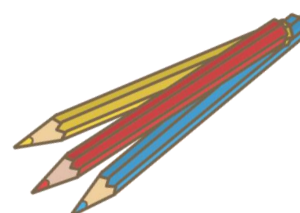
<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/seido2024.pdf>

令和6年度中国地域における 建設産業を支援する公的制度

本一覧は、経営革新や雇用の確保・育成に役立つ公的支援制度を紹介し、中小・中堅建設業の経営者の方々のニーズに応じて各制度を効果的に把握し活用していただくことを目的としています。掲載されている各制度は、国や地方公共団体、公的団体が公開する資料やホームページ、さらに中国地方再生協議会メンバーなどからの情報をもとに選定いたしました。



目次



相談や情報収集をしたい ☒	-->	1	経営情報・アドバイス	
			オンライン情報提供	3
			相談・指導・派遣	4
どんな融資や税制があるのか 知りたい ☒	-->	2	融資・税制等	
			融資・保証等	7
			税制	9
技術支援を受けたい ☒	-->	3	新技術・研究開発	
			助成	11
			情報提供・交流	12
従業員育成や確保のための 支援を受けたい ☒	-->	4	雇用・人材育成	
			人材確保	13
			人材育成	17
ネットワークやITを利用して 経営資源の強化を図りたい ☒	-->	5	経営基盤の強化	
			連携・共同化・債務保証等	22
			販路拡大・交流会	22
			IT支援	23
新しい分野への進出のために どんな支援があるか知りたい ☒	-->	6	新事業・新分野進出	
			新事業(全般)	24
			農林水産	26
			環境・リサイクル	28
			連絡先・問い合わせ先	29

◎公的支援制度は毎年、制度、内容が変更されるものがあり、年度内でも補正予算によって追加されるものもあります。
本一覧情報は、正確かつ最新であるよう最善をつくしておりますが、その情報の正確性を保証しているものではありません。
最新の情報については、各支援制度の連絡先にお問い合わせいただくか、各団体のホームページをご参照下さい。

中国地方建設産業再生協議会

1 経営情報・アドバイス

■オンライン情報提供

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ e-中小企業庁&ネットワーク ” e-中小企業ネットマガジン” ◆ 中小企業経営者や創業予定者に対して、中小企業支援施策に関する豊富な情報、経営に役立つメールマガジンを毎週水曜日に無料で配信	中小企業庁 長官官房 広報室 TEL：03-3501-1511 (代表) 内線：5162 https://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/index.html
◆ ヨイケンセツドッドコム ◆ 建設業振興基金が運営する建設業の支援事業・情報に関するポータルサイト	(一財) 建設業振興基金 TEL：03-5473-4572 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/
◆ J-N e t 2 1 中小企業ビジネス支援ポータルサイト ◆ 中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等向けに「起業」「事業拡大」「経営改善」「支援情報」「資金調達」「技術開発」の情報を入手できるポータルサイト	J-N e t 2 1 https://j-net21.smrj.go.jp/ ※専用問合せフォームあり 中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/ からもアクセス可能

鳥取県

◆ とっとり産業支援ナビ ◆ 県・市町村・その他商工関連団体等の実施する企業・個人支援施策をトータルで発信しています。	鳥取県商工労働部商工政策課 TEL：0857-26-7214 https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukou-portalsite/
---	--

広島県

◆ 各種助成金 ◆ 雇用関係の企業支援施策の情報を広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載しています。 「わーくわくネットひろしま」 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/	広島県商工労働局雇用労働政策課 TEL：082-513-3425 Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp
---	---

■相談・指導・派遣

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 ◆ ①地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応するよろず支援拠点を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。 ②ミラサポPlus（中小企業向け補助金・総合支援サイト）により、中小企業支援の制度をわかりやすく検索できる機能や申請方法をご案内しています。また、申請方法や経営相談についても、サポートが可能な支援者・支援機関のご紹介や検索機能を設けています。 ミラサポPlus：https://mirasapo-plus.go.jp/	鳥取県よろず支援拠点 TEL：0857-31-6851 島根県よろず支援拠点 TEL：0852-60-5103 岡山県よろず支援拠点 TEL：086-286-9667 広島県よろず支援拠点 TEL：082-240-7706 山口県よろず支援拠点 TEL：083-902-5959
◆ 中小企業活性化協議会事業 ◆ 「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追求するため、「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者の相談に対応し、協議会自身においてあらゆるフェーズの中小企業者への支援と民間の支援専門家の育成を実施し（旧中小企業再生支援協議会による支援）、各フェーズでの民間による支援を促進すべく民間の支援専門家の活用を普及啓発します（旧経営改善支援センターによる支援）。	鳥取県中小企業活性化協議会 TEL：0857-33-0195 島根県中小企業活性化協議会 TEL：0852-23-0701 岡山県中小企業活性化協議会 TEL：086-286-9682 広島県中小企業活性化協議会 TEL：082-511-5780 山口県中小企業活性化協議会 TEL：083-902-5221
◆ 専門家による経営相談事業 ◆ 中小企業支援に豊富な経験を有するアドバイザーが常駐し、皆様の経営・技術に関する相談応答や情報提供を行います。	（独）中小企業基盤整備機構中国本部企業支援部企業支援課 TEL：082-502-6555
◆ 経営安定特別相談事業 ◆ 連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方が、全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」で専門家による経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。	日本商工会議所 TEL：03-3283-7823 全国商工会連合会 TEL：03-6268-0088
◆ 事業承継・引継ぎ支援事業 ◆ 後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して、円滑な事業承継・引継ぎ促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行います。	鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：0857-20-0072 島根県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：0852-33-7501 岡山県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：086-286-9708 広島県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：082-555-9993 山口県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：083-902-6977

鳥取県

◆ 企業の農業参入相談窓口 ◆

県庁及び県内各出先機関に相談窓口を設置して、農業参入を希望する企業のご相談に対応する他、機械施設等の導入支援を行っております。

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課担い手育成担当

TEL：０８５７－２６－７２７６

◆ 中小企業労働相談所設置事業 ◆

県内３か所に設置した鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談等を実施

鳥取県商工労働部

雇用人材局雇用・働き方政策課

TEL：０８５７－２６－７６４７

名称	所在地	連絡先
みなくる鳥取	鳥取市天神町３０－５ (鳥取県労働会館２階)	０８５７－２５－３０００ ０１２０－４５１－７８３
みなくる倉吉	倉吉市見日町３１７ 種部ビル２階	０８５８－２３－６１３１ ０１２０－６６２－３９０
みなくる米子	米子市東町１８９－２ (西部労働者福祉会館２階)	０８５９－３１－８７８５ ０１２０－６６２－３９６

(開所日) 鳥取・米子 月～金曜日(祝日、８月１４日、１５日、年末年始(１２月２９日～１月３日)を除く)

倉吉 月・水・金曜日(祝日、８月１４日、１５日、年末年始(１２月２９日～１月３日)を除く)

*みなくる鳥取及び米子は、交互に毎月第１土曜日も開所(奇数月は鳥取、偶数月は米子)

*みなくる倉吉は閉所日(火曜日・木曜日)に電話相談可能

(相談時間) ９時～１７時３０分(対面相談は相談時間外に関わらず事前予約が必須)

◆ 働きやすい職場づくり・人材活用促進に係る社会保険労務士派遣支援制度 ◆

社会保険労務士を無料で派遣し、働きやすい職場を作るための休暇制度の整備、就業規則等の改正や、生産性向上のための組織・仕組みづくり等を支援します。

鳥取県商工労働部

雇用人材局雇用・働き方政策課

TEL：０８５７－２６－８４７７

島根県

◆ 事業継続力強化アドバイザー派遣事業 ◆

経営力の強化や事業承継等について、経営等に関する専門的なアドバイスを必要としている事業者にアドバイザーを派遣します。

島根県商工労働部中小企業課

TEL：０８５２－２２－６５５４

県内各商工会議所、商工会

岡山県

◆ 相談窓口の設置 ◆

県民局建設部に相談窓口を設置し、公共事業の執行についての相談に応じるとともに、経営支援や新分野への進出、研修などについては、産業労働部や関連団体など、適切な相談支援窓口を紹介する。

県民局建設部相談窓口

岡山県土木部監理課

TEL：０８６－２２６－７４６３

◆ 企業の農業参入相談窓口 ◆

企業の農業参入相談に総合的に対応するための相談窓口を設置

岡山県農林水産部

農政企画課施策推進班

TEL：０８６－２２６－７４０８

◆ 農業経営相談窓口 ◆

農業参入や栽培技術、法人化、規模拡大等、農業経営に関する幅広い相談と専門家の派遣

岡山県農業経営・就農支援センター

TEL：０８６－２９７－２０１６

◆ 岡山県中小企業支援センター ◆

経営革新や新規創業等の各種相談に応じるワンストップ相談窓口の設置や専門家派遣により事業者等を支援する。

(公財)岡山県産業振興財団

TEL：０８６－２８６－９６２６

広島県

◆ 労働相談事業（広島県労働相談コーナーの運営） ◆

県内2か所の「広島県労働相談コーナー」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を受け付けるとともに、弁護士による特別労働相談を実施する。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3411
Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

名称・所在地	広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナー ふくやま 福山庁舎第3庁舎4階 (福山市三吉町一丁目1-1)
内容		
一般労働相談	月～金曜日(注1) 9時～12時／13時～16時 TEL：0120-570-207	月～金曜日(注1) 9時～12時／13時～16時 TEL：0120-570-237
特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	奇数月第3水曜日 13時～15時 TEL：0120-570-207	偶数月第3水曜日 13時～15時 TEL：0120-570-237

(注1)休祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休み。

(注2)一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付ける。

◆ 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業 ◆

事業化・市場化などの企業の成長段階に応じた支援施策を展開し、産業活力の源泉であるベンチャー企業等の育成を推進する。

- ・広島市域の一次相談窓口
(広島県西部地域の基礎的相談窓口業務は、広島市中小企業支援センターへ移管)
- ・専門家派遣
- ・県外見本市への出展支援 など

広島県中小企業・ベンチャー
総合支援センター
TEL：082-240-7701
Mail：sien-center@hiwave.or.jp

◆ 地域中小企業支援センター事業 ◆

経営革新等を支援する身近な拠点である地域中小企業支援センターにおいて、各種専門知識を有するマネージャーによる窓口相談やアドバイザー派遣、新事業活動促進のためのセミナー開催等を行う。

呉地域中小企業支援センター
TEL：0823-21-0151
尾道地域中小企業支援センター
TEL：0848-22-2165
福山地域中小企業支援センター
TEL：084-973-6355
三次地域中小企業支援センター
TEL：0824-62-3125
東広島地域中小企業支援センター
TEL：082-420-0303

◆ 新事業分野開拓事業者認定制度 ◆

中小企業の販路開拓を支援するため、「新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者」の認定を行い、中小企業者が生産する新商品又は提供する新サービスの調達機会を拡大する。認定を受けた事業者が生産する新商品等を県の機関が買い入れ又は借受、委託する際、競争の方法によらず随意契約を行うことができる。

広島県商工労働局
イノベーション推進チーム
(中小・ベンチャー企業支援担当
支援推進グループ)
TEL：082-513-3355
Mail：syo-innovchu@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 総合相談体制整備事業 ◆

事業を始めようとする人や事業の見直しを図ろうとする中小企業等の様々な相談・助言等を行う。

山口県中小企業支援センター
((公財)やまぐち産業振興財団)
TEL：083-902-3711

◆ 専門家派遣事業 ◆

経営革新等を行い経営の向上を図る中小企業等又は創業予定者等が抱える様々な問題に対して、専門家を派遣し適切な支援を行う。

山口県中小企業支援センター
((公財)やまぐち産業振興財団)
TEL：083-902-3711

◆ 建設産業就労環境改善支援事業 ◆

建設産業に特化した働き方改革の推進のため、先進的な取組を紹介するセミナーや新たな働き方の導入支援研修を実施するとともに、就労環境改善に向けたアドバイザーの派遣により個別支援を行う。

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629
山口しごとセンター
TEL：083-976-1145

◆ 建設業新分野進出支援コーナー ◆

監理課及び各土木建築事務所に支援コーナーを設置し、相談内容に応じて情報提供、関係機関の紹介を行う。

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629

2 融資・税制等

■融資・保証等

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ 産業競争力強化法に基づく「創業」支援 ◆ ● 支援対象 産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者 ● 支援内容 ・登録免許税の軽減 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（株式会社・合同会社：資本金の0.7%→0.35%） ・日本政策金融公庫の融資制度での優遇 ・小規模事業者持続化補助金の補助上限増額 ・自治体ごとのサポート（各市町村による支援措置がある場合があります）	中国経済産業局産業部経営支援課新事業支援室 TEL：082-224-5658 中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 TEL：03-3501-1767
◆ 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新」支援 ◆ ● 支援対象 事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業者、組合等 ● 支援内容 ・政府系金融機関による「設備資金」、「長期運転資金」に対する低利融資制度 ・信用保証の特例：限度枠の別枠化 ・高度化融資制度：融資条件の優遇措置 ・中小企業投資育成(株)の支援（別掲） ・販路開拓コーディネート事業：新商品等の紹介、取り次ぎ	中国経済産業局 産業部 経営支援課 TEL：082-224-5658 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課経営支援課 TEL：03-3501-1816 各県中小企業担当課 鳥取県 商工労働部 企業支援課 TEL：0857-26-7242 島根県 商工労働部 中小企業課 TEL：0852-22-5285 岡山県 産業労働部 経営支援課 TEL：086-226-7354 広島県 商工労働局 経営革新課 TEL：082-513-3370 山口県 産業労働部 経営金融課 TEL：083-933-3180
◆ 地域建設業経営強化融資制度 ◆ 公共工事または公共性のある民間工事及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の請負代金債権を担保に低利で簡易・迅速に融資を受けられる。また、未完成部分の施工に要する資金についても、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなる。	国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 TEL：03-5253-8111(代) 中国地方整備局建政部建設産業課 TEL：082-221-9231(代) （一財）建設業振興基金 金融支援部 TEL：03-5473-4575
◆ 下請債権保全支援事業 ◆ 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく支払保証を受けられる制度で、ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成される。下請契約等の締結段階から保証を受けられる（枠保証）ほか、支払請求段階または手形（電子記録債権も可）の交付を受けた段階からでも保証を受けられる。 ※本事業に係る助成金等を支出している建設業債権保全基金が全て取り崩された場合には、その時点で助成金等は終了します。	国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 TEL：03-5253-8111(代) 中国地方整備局建政部建設産業課 TEL：082-221-9231(代) （一財）建設業振興基金 金融支援部 TEL：03-5473-4575
◆ 中小企業技術基盤強化税制 ◆ 中小企業者がその事業年度において損金の額に導入する試験研修費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除	国税庁、国税局（事務所）、または税務署の税務相談窓口 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm
◆ 中小企業再生ファンド（再生支援出資事業） ◆ 再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて資金供給や経営支援を行う。	鳥取県（公財）鳥取県産業振興機構 TEL：0857-52-6701 島根県 松江商工会議所 TEL：0852-23-0701 岡山県（公財）岡山県産業振興財団 TEL：086-286-9682 広島県 広島商工会議所 TEL：082-511-5780 山口県（公財）やまぐち産業振興財団 TEL：083-902-5221

鳥取県

◆ 企業自立サポート融資 ◆

県内の中小企業者等が、新分野進出のための資金、経営改善のために必要な資金を融資する。

鳥取県商工労働部企業支援課
TEL：０８５７－２６－７４５３

島根県

◆ 中小企業制度融資 ◆

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協調を得て行います。

島根県商工労働部中小企業課
TEL：０８５２－２２－５８８２

岡山県

◆ 中小企業者向け融資制度 ◆

県内の中小企業・小規模事業者の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、原則として岡山県信用保証協会の信用保証を付けることを条件として、取扱金融機関が融資を行います。

岡山県産業労働部経営支援課
TEL：０８６－２２６－７３６１
岡山県信用保証協会
TEL：０８６－２４３－１１２２
岡山県中小企業者向け融資制度取扱金融機関

広島県

◆ 中小企業等経営強化法に基づく承認・支援 ◆

中小企業者が新たな取組による「経営革新計画」を作成し、知事の承認を受けた場合に、該当する支援策の利用が可能になります。
・低利の融資、信用保証の特例、各種補助制度 外
※計画の承認を受けても、支援策の利用には、別途金融機関等各支援機関の審査が必要です。

広島県商工労働局経営革新課
TEL：０８２－５１３－３３７１

◆ 中小企業向け融資制度 ◆

広島県が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。

【制度融資に関すること】
広島県商工労働局経営革新課
TEL：０８２－５１３－３３２１
【信用保証に関すること】
広島県信用保証協会
TEL：０８２－２２８－５５０１

山口県

◆ 中小企業制度融資 ◆
県内に所在する中小企業の皆さまが、金融機関から事業資金を借り入れる際に、山口県信用保証協会が債務の公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、資金繰りをサポートします。
(例) ビジネスモデル再構築支援資金、DX対応支援資金、経営安定資金ほか

山口県産業労働部経営金融課
TEL：083-933-3188
山口県信用保証協会
TEL：083-921-3090

■税制

制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ
-------	---------	-------

◆ エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制） ◆
スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。スタートアップに対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

①投資時点における税制上の優遇措置
スタートアップへ投資した年に受けられる優遇措置です。
(優遇措置A) 対象企業への投資額-2,000円を、その年の総所得金額等から控除できます(控除対象となる投資額の上限は、800万円と総所得金額等×40%のいずれか低い方)。この他に(優遇措置A-2)、(優遇措置B)、(プレシード・シード特例)があります。

②売却時点における税制上の優遇措置
未上場のスタートアップ株式を売却した年に受けられる優遇措置(売却損失が発生した場合)です。
未上場のスタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。なお、他の未上场株式の譲渡益との損益通算は一般株式等の譲渡所得等の所得内通算なのでエンジェル税制の適用にかかわらず可能です。

③投資した年に受けられる所得税の優遇措置
AとBのいずれかを選択
A(設立5年未満の企業が対象)
(対象企業への投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除
※総所得金額×40%と800万円の低い方が上限
B(設立10年未満の企業が対象)
対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

④未上场ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できる。また、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)できる。

中国経済産業局 経営支援課 新事業支援室
TEL：082-224-5658
経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室
TEL：03-3501-1569
鳥取県 商工労働部 産業未来創造課産業振興課
TEL：0857-26-7246
島根県商工労働部産業振興課
TEL：0852-22-6647
岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班
TEL：086-226-7352
広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム
TEL：082-513-3357
山口県 産業労働部 経営金融課
TEL：083-933-3180

◆ 中小企業経営強化税制 ◆
青色申告を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価格の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

●指定期間
平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間

●生産性向上設備(A類型・工業会証明)の要件、対象設備
＜要件＞
生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
＜対象設備＞(最低価額/販売開始時期)
機械装置(160万円以上/10年以内)、測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)、器具備品(30万円以上/6年以内)、建物附属設備(60万円以上/14年以内)、ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの。70万円以上/5年以内)

●収益力強化設備(B類型・経済産業局確認)の要件、対象設備
＜要件＞
投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
＜対象設備＞
機械装置(160万円以上)、工具(30万円以上)、器具備品(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)

中国経済産業局産業部経営支援課
TEL：082-205-5316
(平日9:30-12:00、13:00-17:00)
中小企業庁事業環境部財務課
TEL：03-3501-5803

- デジタル化設備（C類型・経済産業局確認）の要件、対象設備
 - ＜要件＞
 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
 - ＜対象業種＞
 機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）
- 経営資源集約化に資する設備（D類型・経済産業局確認）の要件、対象設備
 - ＜要件＞
 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上上昇することが見込まれる投資計画に係る設備
 - ＜対象業種＞
 機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）

◆ 中小企業投資促進税制 ◆	
中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が選択適用できます。 ●適用期間 指定期間内（令和7年3月31日まで）に取得し、指定業種の用に供した場合に適用となります。 ●対象設備 機械装置（1台160万円以上）、測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）、一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上）、貨物自動車（車両重量3.5トン以上）、内航船舶（取得価格の75%が対象） ●適用対象者 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） 従業員数1000人以下の個人事業主	中国経済産業局産業部中小企業課 TEL：082-224-5661 中小企業税制サポートセンター TEL：03-6281-9821 （平日9:30-12:00、13:00-17:00）

◆ 中小企業防災・減災投資促進税制 ◆	
青色申告を提出する中小企業者等が、認定対象期間内に認定された事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に従って取得した対象の設備等について、取得価額の18%（令和7年4月1日以降に取得する対象設備は16%）の特別償却を適用することができます。 ●認定対象期間 令和元年7月16日から令和7年3月31日までの期間 ●適用対象期間 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以降1年を経過する日まで。 ＊認定対象期間内に計画の認定を受けることが必要。 ＊適用対象期間内に対象設備の取得等を行い、事業の用に供することが必要。 ●対象設備 機械及び装置（100万円以上）、器具及び備品（30万円以上）、建物付属設備（60万円以上） ●適用対象者 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、事業協同組合等） 従業員数1000人以下の個人事業主	中国経済産業局産業部中小企業課 TEL：082-224-5653 中小企業庁事業環境部経営安定対策室 TEL：03-3501-0459

3 新技術・研究開発

■助成

制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ
◆ 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業) ◆	重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野）及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援。	中国経済産業局 地域経済部産イノベーション推進課 TEL：082-224-5680
● 支援内容	対象事業 中小企業者等が、大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。 補助金額（上限額） 単年度あたり4,500万円以下、 2年間合計で7,500万円以下、 3年間合計で9,750万円以下 （中小企業者が受け取る補助金額が 補助金総額の2/3以上であること） ※上記は通常枠、その他出資獲得枠あり 補助事業期間 2年度又は3年度 補助率 中小企業者（補助率：2/3以内） 大学、公設試等：定額 ※採択審査・中間評価の結果により 補助率変動の場合有り	
◆ ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金） ◆	中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。	中国経済産業局産業部経営支援課 TEL：082-224-5658
● 対象事業者	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定している中小企業・小規模事業者等 【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 年率平均+1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ものづくり補助金総合サイト：https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html	
● 補助上限額、補助率	（R5年度2次補正予算：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金） 補助上限 [省力化オーダーメイド枠] 750万円～8,000万円 [製品・サービス高付加価値化枠] （通常類型） 750万円～1,250万円 （成長分野進出類型（DX・GX）） 1,000万円～2,500万円 [グローバル市場開拓枠] 3,000万円 ※大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率+6%以上等）に対して、補助上限額を100万円～2,000万円上乘せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。） 補 助 率 [省力化オーダーメイド枠] 1/2 小規模事業者等 2/3 [製品・サービス高付加価値化枠] （通常類型） 1/2 小規模事業者等 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3 （成長分野進出類型（DX・GX）） 2/3 [グローバル枠] 1/2 小規模事業者等 2/3	

制 度 名 / 制 度 概 要		問 合 せ
鳥取県		
◆ 鳥取県産業未来共創研究開発補助金 ◆		
企業の新分野進出や技術革新を促進し、本県の未来を支える新産業を創造するため、企業等の研究開発の取組を幅広く支援する。 「調査支援型：上限100万円、補助率2／3、12ヶ月以内」 「研究開発支援型：上限500万円、補助率1／2、24ヶ月以内」 「技術革新型（エコカー分野、デジタル先端技術分野、医療機器開発分野）：上限500万円、補助率1／2、24ヶ月以内」 ※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円」 「未来挑戦型（宇宙産業分野、GX（グリーントランスフォーメーション）分野）：上限500万円、補助率2／3、24ヶ月以内」 ※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円」		鳥取県商工労働部産業未来創造課 TEL：0857-26-7564
◆ 鳥取県産業未来共創補助金 ◆		
新たな事業展開（新商品開発・販路開拓等）、生産性向上（働き方改革）などに積極的に取組む県内中小企業を企業の成長段階や経営戦略に応じて支援。 （「新たな企業価値創造型：上限200万円、24ヶ月以内」 「生産性向上・新技術導入推進型：上限500万円、24ヶ月以内」 「経営革新型：上限1,000万円又は1,500万円（県が定める重点分野に関する取組）、36ヶ月以内」、補助率：1／2）		鳥取県商工労働部企業支援課 TEL：0857-26-7243
広島県		
◆ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業 ◆		
産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設の整備及び研究開発に要する経費の一部を助成する。 （令和3年度より、研究開発費補助金を統合している。） ■補助額 ①廃棄物排出抑制施設：1億円以内／件 ②廃棄物リサイクル施設：1億円以内／件 ③資源循環促進施設：1,500万円以内／件 ④研究開発：2,000万円以内／件 ※①②については、廃プラスチック類、がれき類、鉋さいに係る施設の整備の場合は上限2億円以内／件。さらにAI等デジタル技術を活用する施設の整備の場合は上限3億円以内／件。 ■補助率 ①～③施設整備 補助対象経費の1／3以内（びんごエコタウンモデル地区内は1／3に5％を加えた率以内） ※①②については、廃プラスチック類、がれき類、鉋さいに係る施設の整備の場合は1／2以内。 ④研究開発 補助対象経費の2／3以内 ■補助要件 産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資することなど、区分ごとに各要件あり（詳細はHPに掲載の公募要領参照） ※補助事業は外部有識者等で構成する審査会の審査を踏まえ決定する。		広島県環境県民局循環型社会課 TEL：082-513-2951 Mail：kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sanpai-zei/shisetsu-hojo.html
山口県		
◆ 中小企業デジタル経営転換支援事業 ◆		
デジタル技術を活用し、生産性向上や既存ビジネスの変革等を目指す取組を支援するとともに、情報セキュリティ対策支援を実施することにより、中小企業のデジタル経営転換を促進します。 ◇段階に応じた補助制度による支援 革新的な生産性向上や既存ビジネスの変革、新規ビジネスの創出を目指す取組に係る経費を助成 ・DXツール導入型：補助率：1/2、補助上限：500千円 ・情報処理システム構築型：補助率1/2、補助上限：1,500千円 ・先駆型：補助率1/2、補助上限：5,000千円 ◇情報セキュリティ対策の支援 ・情報セキュリティ対策に係るセミナーの実施 ・情報セキュリティ対策に必要な設備導入等の経費を助成 補助率1/2、補助上限：500千円		（公財）やまぐち産業振興財団 経営企画部 山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設4F TEL：083-902-3711

4 雇用・人材育成

■人材確保

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ 特定求職者雇用開発助成金 ◆ 高年齢者(60歳以上)、障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース） ◆ 就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者として就業が困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、正規雇用労働者として雇用する事業主に対する助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） ◆ ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。②就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成（＊１）を行ったうえで賃金引き上げ（＊２）を行う事業主に対して助成。 （＊１）人材開発支援助成金を活用した訓練(50時間以上など）に限る （＊２）雇入れ日等から3年以内に５％以上	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ トライアル雇用助成金 ◆ 職業経験の不足などから就職が困難な求職者、障害者等をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、試行雇用（トライアル雇用）として雇い入れた事業主に対する助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） ◆ 若者・女性建設労働者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、試行雇用（トライアル雇用）しトライアル雇用助成金を支給される中小建設事業主に対する助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 人材開発支援助成金(人への投資促進コース 定額制訓練) ◆ 労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする定額受け放題研修サービス(サブスクリプション)での職務に関連する訓練を実施した事業主に対する助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース) ◆ 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） ◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大または②45歳以上の中途採用比率の拡大）させた事業主に対して助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） ◆ 再就職援助計画等の対象となった労働者を離職の日の翌日から3ヶ月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業主に対する助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 人材確保等支援助成金 ◆ 労働者の雇用改善等に取り組む建設事業主に対する助成。 ・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野） ・作業員宿舍等設置助成コース（建設分野） ・建設キャリアアップシステム等普及促進コース ・外国人労働者就労環境整備助成コース	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

◆ 中小企業省力化投資補助事業 ◆

IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

● 補助対象者
中小企業等

● 補助金額・補助率

支援枠・類型の概要

枠	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6～20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

※) 国・独立行政法人等が目的を指定して支出する他の制度との重複
(診療・介護報酬対象事業や一次産業)を含む事業は補助対象となりません。

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

TEL：0570-099-660
IP電話からのTEL：03-4335-7595

中小企業省力化投資補助金事務局
カタログ登録サポートセンター
TEL：03-6746-1530

独立行政法人中小企業基盤整備機構
(代表)
TEL：03-3433-8811

中国経済産業局 産業部 経営支援課
TEL：082-224-5658

鳥取県

◆ 将来の建設産業担い手育成支援事業（高校生のインターンシップ） ◆

県内建設関係企業の高校新卒者確保のため、企業によるインターンシップ受入れ、研修に要した経費の一部を支援する。

鳥取県県土整備部県土総務課

TEL：0857-26-7347

◆ 未来を支える建設技術者・技能者の確保・育成事業（建設業の魅力発信事業費補助） ◆

特定企業や建設業団体等が行う建設業の魅力発信、人材確保に資する取組に対してその経費の一部を補助する。
(対象経費：広告宣伝費、印刷費、会場借り上げ代、講師謝金等)
○経費補助額 実施経費の1/2

鳥取県県土整備部県土総務課

TEL：0857-26-7347

◆ 鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援事業補助金 ◆

鳥取県外に在住する就職氷河期世代に該当する方が、鳥取県内の事業所で就職活動をする際の交通費を助成します。
(この他、就職氷河期世代支援事業として、当該世代を対象としたオンライン企業見学ツアー、当該世代の企業及び求職者に向けたセミナーをオンラインで実施)

鳥取県商工労働部雇用人材局

雇用・働き方政策課

TEL：0857-26-8477

◆ 鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金 ◆

正規雇用就職に向けて、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する企業に対し助成(2万円/月、最大3ヶ月)します。また、正社員経験が無い求職者を雇用する企業に対し助成(30万円/人、6ヶ月定着後に支給)します。

鳥取県商工労働部雇用人材局

雇用・働き方政策課

TEL：0857-26-8477

◆ 鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金 ◆

鳥取県内の事業所で外国人労働者を受け入れている県内事業者及び鳥取県内に事業所を有する監理団体等に対し、外国人労働者の日本語能力向上や外国人労働者が働きやすい社内環境整備を目的に実施する事業の一部を助成します。

鳥取県商工労働部雇用人材局

雇用・働き方政策課

TEL：0857-26-7699

◆ 若年者等への技能承継推進事業 ◆

技能士会連合会と企業との共同体が実施する若年者の期間雇用と職業訓練に係る経費を補助し、正規雇用に結びつけるとともに、技能承継を推進します。
⇒共同体事務局経費、集合・実務研修経費、賃金について支援

鳥取県商工労働部雇用人材局

産業人材課

TEL：0857-26-7222

◆ 鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金 ◆ 鳥取県外に在住するプロフェッショナル人材が県内企業の企業見学・採用面接に参加するためにかかる交通費を助成します。	鳥取県商工労働部雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク TEL：0857-51-0501
--	---

◆ 鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金 ◆ 鳥取県外の企業に勤務するビジネス人材が副業・兼業により当該人材の活用を希望する県内企業を訪れて業務に従事する場合に、当該県内企業が負担する副業・兼業人材の移動に要する費用（交通費・宿泊費）の一部を補助します。	鳥取県商工労働部雇用人材局 鳥取県立鳥取ハローワーク TEL：0857-51-0501
--	---

鳥根県

◆ 専門人材確保推進事業費補助金 ◆ ・補助対象：県内の中小企業等が、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県外から業務経験豊富な専門人材を確保する費用を助成します。 【専門人材雇用】 人材紹介手数料（成功報酬部分のみ） ・補助率：1／2～2／3 ・補助上限額：1,300千円～1,700千円/人 【副業・兼業人材活用】 ①人材紹介手数料3ヶ月分～6ヶ月分 ・補助上限額：120千円～240千円 ②副業・兼業人材の移動費用（交通費・宿泊費） ・補助率：1／2～2／3 ・補助上限額：200千円～400千円	鳥根県プロフェッショナル人材戦略拠点（公益財団法人しまね産業振興財団） TEL：0852-60-5104
---	---

◆ しまねの建設担い手確保・育成補助金 ◆ ・県内の建設業者が担い手確保・育成のために行う以下の取組に対し、経費の一部を補助します。 【建設人材確保対策事業】 ・対象事業：高齢者、障がい者、外国人の雇用によって人材を確保するために行う調査・研修会・相談会の実施等の取組 ・対象経費：専門家謝金、旅費、在留資格申請費、人材紹介費等 ・補助率等：1／2以内、上限額200千円 【ICT活用工事加速化事業】 ・対象事業：建設現場の生産性向上に資する機器等の導入 ・対象経費：機械設備・ソフトウェア等の導入費、建設機械レンタル経費 ・補助率等：1／3以内、上限額 <table> <tr> <td>ICT機器等購入</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械購入</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械レンタル</td> <td>500千円</td> </tr> </table>	ICT機器等購入	1,000千円	ICT建設機械購入	5,000千円	ICT建設機械レンタル	500千円	鳥根県土木部土木総務課 建設産業対策室 TEL：0852-22-5835
ICT機器等購入	1,000千円						
ICT建設機械購入	5,000千円						
ICT建設機械レンタル	500千円						

岡山県

◆ 岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金 ◆ 県内企業の経営体質の強化や県内経済の成長等に資するため、プロフェッショナル人材を活用する際に必要な費用を補助します。 【人材確保事業】 ・補助対象：岡山県プロフェッショナル人材拠点を通じて人材を雇用し、次の条件を全て満たす県内企業 ①雇用後の人材の理論年収が400万円以上であること ②雇用前の人材の居住地が県外であり、雇用に伴い県内への移転を伴うもの ・対象経費：民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料 ・補助率：対象経費の1／2 ・補助限度額：1,000千円（1補助事業者1回、人材1人まで） 【副業・兼業活用事業】 ・補助対象：岡山県プロフェッショナル人材拠点を通じてマッチングを行い、県外在住の人材を副業・兼業の形で活用する県内企業 ・対象経費：民間人材ビジネス事業者に支払う手数料及び人材が県内企業を実際に訪れて業務に従事する場合に、補助事業者が負担する当該人材の移動に要する交通費等 ・補助率：対象経費の1／2 ・補助限度額：300千円（1補助事業者1回、人材1人まで）	岡山県産業労働部経営支援課 TEL：086-226-7354
--	-----------------------------------

広島県

◆ 建設技術者等雇用助成事業 ◆

- ・助成対象：一定の要件を満たす70歳未満の者を、1年以上継続して雇用する県内建設業者で、次のいずれかに該当する者。
 - (1)土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の県入札参加資格を有する。
 - (2)土木工事業又はとび・土工工事業の建設業許可を有する者のうち、県が発注した土木一式工事について、過去5年間に一次下請負人として工事を完成させ元請負人に引き渡した実績を有する者。
- ・助成金の概要：1名雇用につき年間総額60万円（中小企業以外は50万円）を3カ月ごとに支給（令和8年3月実績まで）。
- ・助成限度額：1名につき最長1年間とし、1社につき10名限り。
- ・適用期間：令和7年3月31日まで。
（この期間内に新たに雇い入れる雇用主が当該助成の適用対象）

広島県土木建築局建設産業課
TEL：082-513-3822
Mail：dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業 ◆

- ・補助対象：新事業展開等のため、県に登録された人材紹介会社を利用し、プロフェッショナル人材を採用し、又は副業・兼業人材として活用する場合、人材紹介手数料又は業務委託料の一部を補助。
- ・補助率：1/2以内
- ・限度額：
【プロフェッショナル人材採用】
100万円以内/年度・人（1社につき3名まで。複数名申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり。
平成28年度から通算6名を限度。）
【副業・兼業人材活用】
50万円以内/年度・人（1社につき3名まで。複数名申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり。）

広島県商工労働局産業人材課
TEL：082-513-3428
Mail：syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 求人サイト「ひろしまワークス」運営 ◆

勤務地が広島県内の求人情報を掲載できる「ひろしまワークス」を運用し、企業のオンライン採用活動の強化を支援し、新卒及び一般求職者の県内就職を促進する。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3422
Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ UIJターン就職相談窓口運営 ◆

広島県での就職を希望する求職者（大学生、一般求職者）を支援するため、東京、大阪などに開設した無料職業紹介所において、就職支援を行う。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3422
Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金 ◆

- 魅力的な就職先として選ばれる職場となるよう働き方改革を実施する中小企業等に対して、従業員の奨学金返済支援制度の普及を後押するため、制度を支援する中小企業等に対して、経費の一部を補助します。
- ・補助対象企業：働き方改革を実施している県内中小企業等
 - ・補助期間：支援対象者1人につき最長3か年度
 - ・補助額：
 - 働き方改革に取り組み、その取組を定着させている企業及び国の就労環境改善に係る各種制度の認定企業
従業員への支給額の1/2（上限額：年額10万円/人）
 - 上記以外の企業
従業員への支給額の1/3（上限額：年額6万円/人）

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL 082-513-3424
Mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 広島県奨学金返済支援制度導入企業データバンク ◆

- 働き方改革に取り組み、従業員に対する奨学金返済支援制度を導入している企業のデータバンクを設け、就活生や求職者に対する登録企業のPRを支援します。
- ・県ホームページにおける企業一覧及び、企業や返済支援制度の概要の公開
 - ・県就活応援サイト「Go!ひろしま」における県内外学生への情報発信
 - ・制度導入企業向けオリジナルシンボルマークの使用
 - ・広島県等が主催する合同企業面接会への優先参加
 - ・大学生を対象とした合同企業説明会での制度導入企業の情報発信
 - ・県内大学生対象の業界研究セミナーへの参画など
- ※補助金の交付対象とならない企業（大企業、対象外業種等）も登録できます。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL 082-513-3424
Mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

山口県 ◆ 建設産業活性化推進事業 ◆ 持続可能な建設産業の構築に向けて、現場見学会や企業説明会、若年就業者の研修等、若者・女性の県内建設産業への就職・定着の促進に資する事業を実施する。	山口県土木建築部監理課 TEL：０８３－９３３－３６２９ 山口しごとセンター TEL：０８３－９７６－１１４５
◆ 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業 ◆ 中小企業の経営課題解決に必要な経営人材やデジタル化人材等の即戦力となる専門人材確保に向け、就業や副業等多様な形態での首都圏等のプロフェッショナル人材とのマッチングを促進し、「攻めの経営」の実現を図ります。 ○就業マッチングに対する補助（マッチング手数料等補助） 〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 1,000千円（DX人材に該当する場合、2,000千円） ○個別課題に対応した副業人材の活用に対する補助（副業補助） 〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 200千円	山口県プロフェッショナル人材戦略拠点 （（公財）やまぐち産業振興財団内） 山口市小郡令和１－１－１ 山口市産業交流拠点施設４F TEL：０８３－９０２－００４５
◆ 中小企業DX等促進支援事業 ◆ デジタル技術を活用したビジネスの実現を主導する人材等の育成を図り、中小企業のDX等の取組を促進します。 ○DX機運醸成 ・DXの普及啓発・導入セミナー、ワークショップ等の実施 ○DXに向けた誘引等 ・DX推進に向けた経営層等を対象とした研修の実施 ・中小企業人材育成支援補助金 ○DX実行支援 ・DX戦略策定・実行について、専門コンサルタント等による支援	（公財）やまぐち産業振興財団 経営企画部 山口市小郡令和１－１－１ 山口市産業交流拠点施設４F TEL：０８３－９０２－３７１１

■人材育成

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ キャリアアップ助成金 ◆ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するためのキャリアアップ計画を作成し、当該計画に基づき、正規雇用への転換、処遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 人材開発支援助成金 ◆ 労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） ◆ 再就職援助計画等の対象となった労働者の雇い入れを行い、それらの労働者に対して職業訓練を実施する事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース） ◆ 職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体に対する経費の助成や、雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対する賃金助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
◆ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース） ◆ 雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主又は建設事業主団体に対する助成。	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所

鳥取県

◆ 建設産業担い手育成支援事業（スキルアップ研修事業） ◆

- ①工事現場を管理する建設技術者として必要な資格である一級・二級土木施工管理技士、一級・二級造園施工管理技士、技術士法における技術士の資格取得に向けて、民間が開催する研修の参加経費を助成する。
○経費助成額 30千円/人
- ②県が行う集中研修（※）参加者の研修期間中の業務のフォローに要する建設業者の人件費相当額を助成する。
○経費助成額 40千円/1事業者（上限）
（※）県では、一級・二級土木施工管理技術検定試験の実地試験対策のための研修を実施（無料）

鳥取県県土整備部県土総務課
TEL：0857-26-7347
鳥取県県土整備部技術企画課
TEL：0857-26-7499

◆ 鳥取県建設技術センター研修 ◆

建設業に従事する建設業関係職員及び行政職員を対象に各種研修講座を設け、技術力の向上を図る。

（公財）鳥取県建設技術センター
TEL：0858-26-6051
鳥取県県土整備部技術企画課
TEL：0857-26-7410

◆ 鳥取県産業未来共創補助金 ◆

新たな事業展開（新商品開発・販路開拓等）、生産性向上（働き方改革）などに積極的に取り組む県内中小企業を企業の成長段階や経営戦略に応じて支援。
（「新たな企業価値創造型：上限200万円、24ヶ月以内」
「生産性向上・新技術導入推進型：上限500万円、24ヶ月以内」
「経営革新型：上限1,000万円又は1,500万円（県が定める重点分野に関する取組）、36ヶ月以内」、補助率：1/2）

鳥取県商工労働部企業支援課
TEL：0857-26-7243

◆ 在職者訓練（公共職業訓練） ◆

企業の従業員を対象に、仕事に必要な技能・知識・資格の習得のため訓練を実施する。
・訓練コース：CAD科、パソコン基礎科等

産業人材育成センター倉吉校
TEL：0858-26-2247
産業人材育成センター米子校
TEL：0859-24-0371

◆ 技能振興推進事業費補助金（技能後継者育成経費） ◆

- ・対象者：技能検定職種に係る認定職業訓練に従業員に受講させる事業者
- ・事業内容：従業員へ認定職業訓練を受講させるのに必要な経費の一部を補助する。
- ・補助内容：入学金、事業主負担金（初年度分）が補助対象
- ・補助率：補助対象経費の10/10（訓練生1人当たり3万円が上限）

鳥取県技能士会連合会
TEL：0857-22-3494
鳥取県商工労働部雇用人材局
産業人材課
TEL：0857-26-7222

◆ 技能振興推進事業費補助金（研修等経費） ◆

- ・対象者：県内に事務局を置く、技能士会等の技能検定職種に係る非営利の事業主団体等
- ・事業内容：技能の資質向上を目的とした研修会、会議の開催又は参加に要する経費の一部を補助する。
- ・補助内容：講師に係る謝金及び旅費、会場設備に係る使用料及び賃借料、研修会、会議の開催又は参加に係る需用費が対象。
- ・補助率：補助対象経費の1/2（1団体当たり50万円が上限※）

鳥取県技能士会連合会
TEL：0857-22-3494
鳥取県商工労働部雇用人材局
産業人材課
TEL：0857-26-7222

※研修経費以外にも技能振興のための展示会開催経費（補助率10/10）、技能競技大会参加経費等へも補助制度（補助率1/2）があり、それらを合わせて1団体当たり50万円が上限となります。

また、予算の都合で申請額満額が補助されるとは限りません。詳細は鳥取県技能士会連合会へお問い合わせ下さい。

島根県

◆ 認定職業訓練助成事業費補助金 ◆

事業主等が、中小企業事業主に雇用されている従業員等に認定職業訓練（職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けたもの）を行う場合、運営費、施設及び設備費の一部を補助します。（補助率：補助対象経費の2／3以内）

島根県商工労働部雇用政策課

TEL：0852-22-5304

◆ 産業人スキルアップセミナー ◆

新たな技能の習得や普及、技能検定を通じた技能者の育成、その他地域産業の発展につながる人材育成を実施。

島根県立東部高等技術校

TEL：0853-28-2734

島根県立西部高等技術校

TEL：0856-22-2450

◆ 実践型人材養成システム（OFF-JT）の実施 ◆

キャリア形成促進助成金（厚生労働省）の支給に必要な教育訓練機関でのOFF-JTを高等技術校が提供。実施に係る経費は全額企業負担。

島根県立東部高等技術校

TEL：0853-28-2734

- ・電気工事人材育成コース
- ・給排水・空調設備コース
- ・建設コンサルタント技術者養成コース

岡山県

◆ 技術力向上研修会、資格取得のための講習会 ◆

（公財）岡山県建設技術センターにおいて、建設業者の技術力向上のための研修や資格取得のための講習会（土木施工管理技術検定試験受験準備の講習会）などを行う。

（公財）岡山県建設技術センター

TEL：086-284-4510

岡山県土木部技術管理課

TEL：086-226-7409

◆ 在職者訓練 ◆

技能検定などの公的資格の取得を目指す在職技能労働者を対象に、その職業に必要な専門的知識及び技能の習得と向上を目的とした比較的短期間の職業訓練を県立高等技術専門校で実施する。（訓練内容：電気工事、配管作業、溶接、建築塗装等）

岡山県立南部高等技術専門校

TEL：086-424-3311

岡山県立北部高等技術専門校

TEL：0868-26-1125

岡山県立北部高等技術専門校美作校

TEL：0868-72-0453

岡山県産業労働部労働雇用政策課

TEL：086-226-7387

◆ 認定職業訓練 ◆

中小企業事業主の団体等が職業能力開発促進法に定める基準による県知事認定の職業訓練を行った場合に、運営費等の一部を補助するもの。（補助率：補助対象経費の2／3以内）

岡山県産業労働部労働雇用政策課

TEL：086-226-7387

◆ 離職者等訓練 ◆

多様な技能・知識を有する技能者の養成及び離職者等が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施

岡山県立南部高等技術専門校

TEL：086-424-3311

岡山県立北部高等技術専門校

TEL：0868-26-1125

岡山県立北部高等技術専門校美作校

TEL：0868-72-0453

岡山県産業労働部労働雇用政策課

TEL：086-226-7387

- ・実施主体：県立高等技術専門校
- ・対象者：（普通課程）新規学卒者等、（短期課程）離職者等
- ・訓練期間：（普通課程）1年～3年、（短期課程）6か月～1年
- ・訓練科：（普通課程）溶接、電気設備など（短期課程）塗装など
- ・受講料等

（普通課程）：入校選考料2,200円、入校料5,650円、授業料118,800円（年額）

（短期課程）：無料

※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担

広島県

◆ 在職者訓練 ◆

- 在職者個人のキャリア形成支援、中小企業の人材育成支援
- ・実施主体：県立高等技術専門学校、技術短期大学校
 - ・対象者：在職者
 - ・受講料：実費相当
 - ・内 容：（１）企業ニーズを基にしたオーダーメイド型訓練。
職業能力向上を支援する講座（１２時間以上）
例：第一種電気工事士学科準備講習等
（２）事業主からの要請による指導員派遣
（短時間：１２時間程度）
例：溶接加工、機械加工等

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：０８２－５１３－３４３２
Mail：syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 施設内訓練（普通課程訓練・短期課程訓練） ◆

本県基盤を支える中小企業への人材供給及び離転職者の再就職促進に必要な訓練を実施

- ・実施主体：県立高等技術専門学校
 - ・対象者
（普通課程）：新規学卒者、若年求職者（年齢制限あり）
（短期課程）：離転職者（年齢制限なし）
 - ・訓練期間：６箇月～２年
 - ・内容：建築、電気工事、ＣＡＤ等
 - ・受講料等
（普通課程）：選考料２,２００円、入校料５,６５０円、
授業料１１８,８００円（年額）
（短期課程）：無料
- ※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：０８２－５１３－３４３２
Mail：syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ ＩＴパスポート取得支援補助金 ◆

○補助対象：次の要件を全て満たす県内企業等のうち、リスクリング推進宣言企業

- ・県内に本社又は支社等を有すること
- ・次の①又は②に該当すること
①法人税法上の普通法人、公益法人等及び協同組合等
②普通法人、公益法人、協同組合等又はこれらの代表者が加入する

産業支援団体等

○対象経費

県内従業員等が試験に合格した際に支払った資格手当、奨励金、資格補助金等の一時金

<補助限度額>

試験に合格した従業員等１人につき20,000円

（大企業：試験に合格した従業員等１人につき10,000円）

広島県商工労働局人的資本経営促進課

TEL：０８２－５１３－３４１４
Mail：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

◆人材開発支援助成金活用支援補助金◆ ○補助対象：次の要件を全て満たす県内企業等 ・広島県内に本社又は支社等を有すること ・人材開発支援助成金制度における対象条件を満たすこと ・リスキリング推進宣言企業であること ○対象経費 訓練実施計画届及び支給申請届の各提出時の申請業務等について、社会保険労務士等に支払った報酬のうち次の経費 ・広島労働局へ申請する申請書類及び添付資料等の作成に要する経費 ・広島労働局への代行申請に要する経費 ＜補助限度額＞ 訓練実施計画届及び支給申請届の提出時の各交付について、 補助率：4/5 補助限度額：50万円	広島県商工労働局人的資本経営促進課 TEL：082-513-3414 Mail：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp
◆ 認定職業訓練 ◆ 中小企業事業主の団体が職業能力開発促進法に定める基準による県知事認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助。 ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費	広島県商工労働局職業能力開発課 TEL：082-513-3431 Mail：syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp
◆ イノベーション人材等育成事業 ◆ ・補助対象者：新分野・新事業への展開や競争力強化に向け、新たな価値を生み出す知識・技術の習得に取り組む、県内に本社・本店を置く、中小・中堅企業。 ・補助率：【一般枠】3分の2以内 【デジタル枠人材育成枠※】4分の3以内 ※デジタル技術やデータ活用の知識・技術を取得のための研修が対象 ・限度額：400万円以内／年・人 ※研修区分により補助率、限度額が異なる。 ・補助対象経費 【国内研修】 入学料、受講料、旅費 等 【国外研修】 上記に加え、渡航料、保険料 等 ※研修期間によっては、派遣する社員、代替社員の人件費も対象	広島県商工労働局産業人材課 TEL：082-513-3420 Mail：syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	
◆ 在職者訓練 ◆ 職業に必要な技能や知識の習得を図るため、労働者の職業生活の全期間にわたって段階的かつ体系的に職業訓練を実施する。 ・実施主体：県立高等産業技術学校 ・対象者：在職者 ・訓練期間：6箇月以内（6時間以上） ・内容：鉄筋施工、左官、第一種電気工事士（技能）等 ・受講料：実費負担	山口県産業労働部産業人材課 TEL：083-933-3234
◆ 施設内訓練（普通課程・短期課程） ◆ 多様な技能・知識を有する技能労働者の養成及び離転職者等の求職者が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施する。 ・実施主体：県立高等産業技術学校 ・対象者（普通課程）：高等学校等新規卒業者、離転職者（18歳以上34歳以下） （短期課程）：離転職者、高等学校等新規卒業者（年齢制限なし） ・訓練期間（普通課程）：2年 （短期課程）：6箇月～1年 ・内容：設備システム科、木造建築科、内装リフォーム科等 ・受講料等（普通課程）：選考料 2,200円、入校料 5,650円、授業料 118,800円（年額） （短期課程）：無料 ※ただし、テキスト代等の実費は別途本人負担	山口県産業労働部産業人材課 TEL：083-933-3234
◆ 認定職業訓練（運営費等補助） ◆ 中小企業事業主又は中小企業事業主団体等が職業能力開発促進法に定める基準による県知事の認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助する。 ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持、機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費	山口県産業労働部産業人材課 TEL：083-933-3234

5 経営基盤の強化

■連携・共同化・債務保証等

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

広島県

◆ 合併等に係る調整措置・受注機会の確保 ◆

【入札参加資格の特例措置】
 入札参加資格の格付時の総合数値を次のとおり加算します。
 《申請時点の入札参加資格者名簿》
 ・格付時の総合数値を最長2年間15%加算
 《上記期間経過後の次の入札参加資格者名簿》
 ・格付時の総合数値を最長2年間10%加算
 【受注機会の確保の特例措置】
 一定の条件を満たす場合、当分の間、受注機会の確保のための特例措置を次のとおり行います。
 《直近下位ランクにおける入札参加》
 ・合併会社等の本店（主たる営業所）の所在地においては、直近下位ランクへの入札参加が可能
 《みなし本店（主たる営業所）扱い》
 ・県発注工事の受注実績のある営業所を、全て本店（主たる営業所）とみなして入札参加が可能

広島県土木建築局建設産業課
 TEL：082-513-3821
 Mail：dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 合併等に係る加点措置 ◆

県入札参加資格に係る加点措置
 直前4年間に合併した建設業者に対して総合評定値の10%を加点する。

山口県土木建築部監理課
 TEL：083-933-3629

■販路拡大・交流会

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

鳥取県

◆ 海外ビジネス支援補助金 ◆

県内企業が実施する海外見本市・商談会出展等の海外展開活動に対する経費を助成する。（上限75万円、補助率1/2以内）

（公財）鳥取県産業振興機構
 とっとり国際ビジネスセンター
 TEL：0859-30-3161

山口県

◆ 公共工事地産地消推進モデル事業 ◆

県内企業が開発した新製品・新技術・新工法等の活用及び販路拡大を支援する。

山口県土木建築部技術管理課
 TEL：083-933-3636

■ I T 支援

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ I T 活用促進資金 ◆ I T 活用のための投資を行う中小企業者の方は、情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金やソフトウェアの取得・制作などに係る運転資金の融資（日本政策金融公庫の特別貸付）を受けることができます。	日本政策金融公庫 全国各店舗 https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html 事業資金相談ダイヤル TEL：0 1 2 0－1 5 4－5 0 5

◆ I T 導入補助金 ◆	
○通常枠 ・自社の課題にあったITツールを導入し、業務効率化・売上アップをサポートします ○複数社連携IT導入枠 ・業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圈で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みを支援します ○インボイス対応類型 ・インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、PC・ハードウェア等を導入し労働生産性の向上をサポートします ○電子取引類型 ・インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援します ○セキュリティ対策推進枠 ・サイバー攻撃の増加に伴う潜在的なリスクに対処するため、サイバーインシデントに関する様々なリスク低減策を支援します	I T 導入補助金事務局コールセンター TEL：0 5 7 0－6 6 6－3 7 6 （IP電話：0 5 0－3 1 3 3－3 2 7 2） ※混雑時は問合せフォームも活用。 中国経済産業局地域経済部デジタル経済課 TEL：0 8 2－2 2 4－5 7 0 8 IT導入補助金2 0 2 4 ホームページ https://www.it-hojo.jp/

- 補助対象者
中小企業・小規模事業者等
- 公募期間
以下のサイトからご確認ください

https://it-shien.smrj.go.jp/pdf/r4_new_schedule.pdf

●補助額・補助率

補助対象経費		補助率	補助額	
基盤導入経費	ソフトウェア	3/4以内、 4/5以内※1	50万円以下×グループ構成員数	3000万円以下※2
		2/3以内※1	50万円超～350万円以下×グループ構成員数	
	ハードウェア	1/2以内	10万円×グループ構成員数	
			20万円×グループ構成員数	
	PC・タブレット等			
	レジ・券売機等			
消費動向等分析経費		2/3以内	50万円以下×グループ構成員数	
その他経費		2/3以内	200万円以下※3	

※1 補助額のうち50万円以下については補助率は3/4以内（ただし、小規模事業者は4/5以内）、50万円超については補助率は2/3以内

※2 基盤導入経費と消費動向分析経費の合計額は3000万円が上限

※3 補助額上限は【基盤導入経費と消費動向等分析費の合計額】×10%×2/3（補助率）もしくは200万円のいずれか小さい額

6 新事業・新分野進出

■新事業（全般）

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ 事業再構築補助金 ◆ 新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。 ●対象事業者 中小企業・中堅企業等 【主要申請要件】 ・事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。 ・事業計画書を金融機関等（銀行、信金、ファンド等）や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること。 ・補助事業終了後3～5年で付加価値額を年平均成長率3.0%～5.0%（事業類型により異なる）以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値額を年平均成長率3.0%～5.0%（事業類型により異なる）以上増加させること。 ●補助上限額、補助率（第12回公募について） 【成長分野進出枠（通常類型）】 補助金額 ・従業員数20人以下 100万円～1,500万円（2,000万円）※ ・従業員数21～50人 100万円～3,000万円（4,000万円）※ ・従業員数51～101人 100万円～4,000万円（5,000万円）※ ・従業員数101人以上 100万円～6,000万円（7,000万円）※ ※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合 補助率 ・中小企業者等：1/2（2/3）※ ・中堅企業等：1/3（1/2）※ 【成長分野進出枠（GX進出類型）】 補助金額 ・中小企業者等(従業員数20人以下) 100万円～3,000万円（4,000万円）※ ・中小企業者等(従業員数21～50人) 100万円～5,000万円（6,000万円）※ ・中小企業者等(従業員数51～100人) 100万円～7,000万円（8,000万円）※ ・中小企業者等(従業員数101人以上)※ 100万円～8,000万円（1億円）※ ・中堅企業等 100万円～1億円（1.5億円）※ ※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合 補助率 成長分野進出枠（通常類型）と同様 【コロナ回復加速化枠（通常類型）】 補助金額 中小企業者等、中堅企業等ともに ・従業員5人以下 100万円～1,000万円 ・従業員6～20人 100万円～1,500万円 ・従業員21～50人 100万円～2,000万円 ・従業員51人以上 100万円～3,000万円 補助率 ・中小企業者等 2/3 (従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4) ・中堅企業等 1/2 (従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3)	事業再構築補助金事務局コールセンター コールバック予約システム https://jigyousaikouchiku.resv.jp/ 独立行政法人中小企業基盤整備機構（代表） TEL：03-3433-8811 中国経済産業局 (サプライチェーン強靱化枠以外) 産業部 経営支援課 TEL：082-224-5658 (サプライチェーン強靱化枠) 産業部 産業振興課 TEL：082-224-5638

【コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）】

補助金額 中小企業者等、中堅企業等ともに
・従業員数5人以下 100万円～500万円
・従業員数6～20人 100万円～1,000万円
・従業員数21人以上 100万円～1,500万円

補助率

- ・中小企業者等 3/4 (2/3) ※
- ・中堅企業等 2/3 (1/2) ※
- ※ () 内はコロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合

【卒業促進上乗せ措置】

補助金額 各事業類型の補助金額上限に準じる

補助率 中小企業者等 1/2
中堅企業等 1/3

【中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置】

補助金額 100万円～3,000万円

補助率 中小企業者等 1/2
中堅企業等 1/3

【サプライチェーン強靱化枠】

補助金額 中小企業者等、中堅企業等ともに 1,000万円～5億円

補助率 ・中小企業者等：1/2 ・中堅企業等：1/3

◆ 小規模事業者持続化補助金 ◆

●対象者：小規模事業者（中小企業のうち、製造業その他業種で従業員20人以下、卸売業、サービス業及び小売業で従業員5人以下の事業者）

中国経済産業局産業部中小企業課
TEL：082-224-5661

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します。

●補助率：
2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4）

●補助上限額：
[通常枠] 50万円
[賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠] 200万円
※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ

◆ 農商工等連携 ◆

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、農商工等連携促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

●対象者

①農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者

②中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に対する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団法人・NPO法人等であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者

●支援内容

【対象者①の場合】

- ・政府系金融機関による低利融資制度
- ・信用保証協会の信用保証の特例
- ・食品流通構造改善促進機構による債務保証等
- ・林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

【対象者②の場合】

- ・信用保証協会の信用保証の特例

中国経済産業局産業部経営支援課
TEL：082-224-5658
中国四国農政局経営・事業支援部
食品企業課
TEL：086-224-4511(代)

◆ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策） ◆

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設等の整備を支援。

中国四国農政局農村振興部
都市農村交流課
TEL：086-224-4511(代)

鳥取県

◆ 建設業者の新分野進出への入札参加資格格付加点 ◆

県の入札参加資格をもつ建設業者等が、建設業以外の新分野にチャレンジする際の新たな投資による点数減少を軽減するため、主観点に最大10点を加点（売上高等の要件あり）。

鳥取県県土整備部県土総務課
TEL：0857-26-7347

◆ 鳥取県企業等農業参入促進支援事業（農業経営開始・推進事業） ◆

農業経営に意欲的な企業等の参入及び定着促進に向け、参入時及び参入初期段階（参入後3年以内）に必要な機械・施設の整備等を支援します。

【補助率】1／3以内（県1／3以内）※市町村は任意

【県補助上限額：5,000千円】

【主な要件】

- ・農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること
- ・栽培品目の試作・研修等、栽培技術習得のための取組を行っていること 他

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課担い手育成担当
TEL：0857-26-7276

◆ 鳥取県産業未来共創研究開発補助金 ◆

企業の新分野進出や技術革新を促進し、本県の未来を支える新産業を創造するため、企業等の研究開発の取組を幅広く支援する。

「調査支援型：上限100万円、補助率2／3、12ヶ月以内」

「研究開発支援型：上限500万円、補助率1／2、24ヶ月以内」

「技術革新型（エコカー分野、デジタル先端技術分野、医療機器開発分野）：上限500万円、補助率1／2、24ヶ月以内

※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円」

「未来挑戦型（宇宙産業分野、GX（グリーントランスフォーメーション）分野）：上限500万円、補助率2／3、24ヶ月以内

※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円」

鳥取県商工労働部産業未来創造課
TEL：0857-26-7564

■ 農林水産

制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ
-------	---------	-------

◆ 農地利用効率化等支援交付金 ◆

・融資主体支援タイプ

地域計画の目標地図に位置づけられた者等が、農業経営の発展・改善を目的として融資を活用しながら経営改善等に必要となる農業用機械等の導入を支援（補助率：3/10以内）。

中国四国農政局経営・事業支援部
経営支援課
TEL：086-224-4511(代)

・条件不利地域支援タイプ

経営規模が小規模・零細な地域等において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために必要となる共同利用機械等の導入を支援（補助率：1/2以内等）。

◆ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ◆

農業経営改善計画を達成するために必要な農地、機械、施設等の取得等のための長期資金及び長期運転資金の貸付。

(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）各県支店（巻末参照）
【業務受託金融機関】
各県信用農業協同組合連合会（巻末参照）
受託金融機関である銀行又は信用金庫

◆ 農業改良資金 ◆

創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するための無利子資金を貸付。

(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）各県支店（巻末参照）
農協などの民間金融機関

◆ 農業近代化資金 ◆ 機械、施設等の取得に必要な長期資金及び長期運転資金を民間金融機関が貸付。（利子補給あり）	最寄りの農協などの民間金融機関 【県庁と利子補給契約を締結している金融機関に限る】
◆ 青年等就農資金 ◆ 認定新規就農者が、認定就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な無利子資金を貸付。	(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）各県支店（巻末参照） 農協などの民間金融機関
◆ 農業信用保証保険制度 ◆ 農業制度資金の借入れに対する農業信用保証制度の運用については、農外からの新規参入法人であっても、農業信用基金協会の会員となれば、同協会による債務保証を受けることが可能。	各県の農業信用基金協会（巻末参照） 各県農業信用基金協会の会員である最寄りの農協などの民間金融機関でも相談可
◆ 農業法人投資育成制度 ◆ 規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対して、資金供給が強力に促進されるよう、多様な投資主体（投資事業有限責任組合）による農業法人への投資が可能。	日本政策金融公庫本店 （農水水産事業本部） TEL：03-3270-2683 農林中央金庫本店 農林水産環境統括部 TEL：03-5220-9626 (社)日本農業法人協会 TEL：03-6268-9500
◆ ハローワーク窓口における農林漁業雇用対策 ◆ 農林漁業の就業を希望する方に、求人情報の提供、職業相談、職業紹介、農林漁業の就業に関する情報提供を実施。	最寄りのハローワーク
◆ 農業経営・就農支援センターによる情報の収集・提供等 ◆ 農業を始める者に対し、求人・就職情報提供、相談、セミナー、交流会を実施。	各県の農業公社等（巻末参照） 各県の農業会議（巻末参照） 各県の農業経営・就農支援センター（巻末参照）
◆ 林業関係の金融制度 ◆ 林業経営の改善や林業労働者の確保のための資金貸付等 (1)日本政策金融公庫資金制度： 林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通 (2)林業・木材産業改善資金制度： 林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うにあたって必要な中・短期の資金を無利子で貸付 (3)木材産業等高度化推進資金制度： 木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通	(1)日本政策金融公庫（農林水産事業）岡山支店（巻末参照） (2)各県の森林組合連合会（巻末参照） (3)(独) 農林漁業信用基金林業部門 TEL：03-3294-5585
◆ 漁業関係の金融制度 ◆ 漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化、安全確保や生活支援のための資金貸付 (1)日本政策金融公庫資金制度： 漁協等では対応できない超長期の漁船、施設、長期運転資金等の資金貸付 (2)漁業近代化資金 漁協等が窓口となる、国や自治体の利子補給により低利となっている漁船、漁具、養殖施設等の資金貸付 (3)沿岸漁業改善資金： 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等に取り組むために県が融資する無利子資金	(1)日本政策金融公庫（農林水産事業）岡山支店（巻末参照） (2)各県の信用漁業協同組合連合会（巻末参照） (3)漁業協同組合、各県の水産部局

広島県

◆ 企業の農業参入相談対応 ◆

企業の農業参入を促進するため、参入意向企業への相談対応を実施する。

広島県農林水産局就農支援課
TEL：082-513-3566
Mail：noushien@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 企業の農業参入推進活動 ◆

企業の農業参入を促進するため、参入意向企業への相談対応を実施する。

山口県農林水産部農業振興課
TEL：083-933-3375

■環境・リサイクル

制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ
-------	---------	-------

◆ 事業者向け支援事業 ◆

環境省 事業者向け支援事業 ホームページ アドレス
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html
環境省 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>
環境省 エコアクション21 建設業者向けガイドライン 2017年版
<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>
環境省 公募情報 ホームページ アドレス
<http://www.env.go.jp/guide/kobo.html>

中国四国地方環境事務所環境対策課
TEL：086-223-1581
中国四国地方環境事務所広島事務所
環境対策課
TEL：082-511-0006

鳥取県

◆ 鳥取県版環境管理システム（TEAS）認定制度 ◆

県内の企業等の環境配慮活動への取り組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度（愛称『TEAS』）
TEAS：I種認定企業には、建設工事入札参加資格格付で点数加算等を実施

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課
TEL：0857-26-7875

連絡先・問い合わせ先

各分野の関連機関

各県の関連部署

●建設業担当課

鳥取県県土整備部県土総務課	TEL 0857-26-7454
島根県土木部土木総務課	TEL 0852-22-5835
岡山県土木部監理課	TEL 086-226-7463
広島県土木建築局建設産業課	TEL 082-513-3822
山口県土木建築部監理課	TEL 083-933-3629

●中小企業担当課

鳥取県商工労働部企業支援課	TEL 0857-26-7242
島根県商工労働部中小企業課	TEL 0852-22-5288
岡山県産業労働部経営支援課	TEL 086-226-7354
広島県商工労働局経営革新課	TEL 082-513-3321
山口県産業労働部経営金融課	TEL 083-933-3180

雇用関係の相談機関

●厚生労働省

鳥取労働局	TEL 0857-29-1700
島根労働局	TEL 0852-20-7004
岡山労働局	TEL 086-225-2011
広島労働局	TEL 082-221-9241
山口労働局	TEL 083-995-0380

農林分野の相談機関

●農業会議

鳥取県農業会議	TEL 0857-26-8371
島根県農業会議	TEL 0852-22-4471
岡山県農業会議	TEL 086-234-1093
広島県農業会議	TEL 082-545-4146
山口県農業会議	TEL 083-923-2102

●農業公社

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	TEL 0857-26-8350
(公財)しまね農業振興公社	TEL 0852-20-2872
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団	TEL 086-226-7423
(公財)やまぐち農林振興公社	TEL 0835-28-7598

●農業経営・就農支援センター

広島県農業経営・就農支援センター	TEL 082-513-3532
------------------	------------------

●農業信用基金協会

鳥取県農業信用基金協会	TEL 0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	TEL 0852-31-3627
岡山県農業信用基金協会	TEL 086-232-2382
広島県農業信用基金協会	TEL 082-247-4257
山口県農業信用基金協会	TEL 083-973-3290

●信用農業協同組合連合会

鳥取県信用農業協同組合連合会	TEL 0857-21-2800
広島県信用農業協同組合連合会	TEL 082-248-9516
山口県信用農業協同組合連合会	TEL 083-973-2230

●信用漁業協同組合連合会

鳥取県信用漁業協同組合連合会	TEL 0857-23-1351
漁業協同組合JFしまね	TEL 0852-21-0002
広島県信用漁業協同組合連合会	TEL 082-247-2301
山口県漁業協同組合	TEL 083-231-4282

●森林組合連合会

鳥取県森林組合連合会	TEL 0857-28-0121
島根県森林組合連合会	TEL 0852-21-6247
岡山県森林組合連合会	TEL 086-236-6530
広島県森林組合連合会	TEL 082-228-5111
山口県森林組合連合会	TEL 083-922-1955

政府系金融機関

●(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)

鳥取支店	TEL 0857-22-3156
松江支店	TEL 0852-23-2651
岡山支店	TEL 086-225-0011
広島支店	TEL 082-244-2231
山口支店	TEL 083-922-3660

●(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)

鳥取支店	TEL 0857-23-1641
松江支店	TEL 0852-21-0110
岡山支店	TEL 086-222-7666
広島支店	TEL 082-247-9151
下関支店	TEL 083-223-2251

●(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)

鳥取支店	TEL 0857-20-2151
松江支店	TEL 0852-26-1133
岡山支店	TEL 086-232-3611
広島支店	TEL 082-249-9152
山口支店	TEL 083-922-2140

中国地方建設産業再生協議会

協議会は、中国ブロックにおける建設産業 関係機関が相互に情報提供を行うことにより、情報の共有化を図るとともに、連携して建設産業の健全な発展を促進することを目的とする。

■国土交通省

中国地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 082-221-9231

■厚生労働省

鳥取労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 0857-29-1707

島根労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 0852-20-7020

岡山労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 086-801-5103

広島労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 082-502-7831

山口労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 083-995-0380

■農林水産省

中国四国農政局 企画調整室

TEL 086-224-4511

■経済産業省

中国経済産業局 産業部 中小企業課

TEL 082-224-5661

■環境省

中国四国地方環境事務所 広島事務所

TEL 082-511-0006

■鳥取県

TEL 0857-26-7111

県土整備部 県土総務課

商工労働部 産業未来創造課

商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

農林水産部 農林水産政策課

■島根県

TEL 0852-22-5111

土木部 土木総務課

商工労働部 雇用政策課

商工労働部 中小企業課

農林水産部 農業経営課

■岡山県

TEL 086-224-2111

土木部 監理課

産業労働部 労働雇用政策課

産業労働部 経営支援課

農林水産部 農政企画課

■広島県

TEL 082-228-2111

土木建築局 建設産業課

環境県民局 循環型社会課

商工労働局 雇用労働政策課

農林水産局 就農支援課

■山口県

TEL 083-922-3111

土木建築部 監理課

産業労働部 経営金融課

農林水産部 農業振興課

■業界団体等

(一社)鳥取県建設業協会 TEL 0857-24-2281

(一社)島根県建設業協会 TEL 0852-21-9004

(一社)岡山県建設業協会 TEL 086-225-4131

(一社)広島県建設工業協会 TEL 082-511-1430

(一社)山口県建設業協会 TEL 083-922-0857

建設産業専門団体中国地区連合会 TEL 082-235-1877

事務局

中国地方整備局 TEL:082-221-9231(代)

建政部 建設産業課

令和6年9月 発行